

加賀市SDGs推進パートナー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、SDGsの理念を理解し、達成に向けた取組を進める市内企業等をSDGs推進パートナーとして登録し、市とSDGs推進パートナーとの連携を深めるとともに、SDGs推進パートナー間の交流を促進することで、SDGsの達成や地域課題の解決に向けた取組を推進することを目的とする加賀市SDGs推進パートナー制度（以下「パートナー制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業等 加賀市内に本社又は支社等を有し、市内において事業活動を行う企業、法人、団体、機関及び個人事業主等並びにそれらに対し支援を行う企業等をいう。
- (2) SDGs 国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。
- (3) 加賀市SDGs推進パートナー SDGs達成に向けた取組を進める企業として市長の登録を受けた市内企業等（以下「推進パートナー」という。）をいう。
- (4) スマートSDGs 市民生活の質を向上させるスマートシティの推進を図るとともに、「世界首長誓約／日本」の誓約事項を着実に推進することで、「官民協働のスマートシティによる持続可能なまち」の実現を目指す、市のSDGsの取り組みをいう。

(登録要件)

第3条 推進パートナーへの登録については、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内企業等であること。
- (2) SDGsの達成につながる取組をしていること。
- (3) 市が進めるスマートSDGsの趣旨を理解し、協力して取り組むこと。
- (4) 推進パートナーとして、市や他の推進パートナーとともにSDGsの達成に向けた取組や地域課題の解決に向けた取組及びSDGsの普及啓発活動に取り組む意欲のあるもの。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 加賀市暴力団排除条例（平成24年3月26日条例第1号）第2条第1号に定める暴力団または第2号に定める暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (7) 過去3年以内に重大な法令違反がないこと。

(申請)

第4条 推進パートナーへの登録を希望する市内企業等は、「加賀市SDGs推進パートナー登録申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の内容の審査を行い、推進パートナーとして登録するときは、申請者に登録証(様式第2号)を交付する。

(登録の取消)

第6条 市長は、推進パートナーが、第3条に規定する登録基準の要件を欠いたとき、または次に掲げる項目に該当するときは、登録を取消することができる。

(1) 推進パートナーが登録の取消しを求めるとき

(2) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき

(3) 解散等の理由により、連絡が取れなくなったとき

(4) パートナー制度の信用を著しく損なうとき又は損なうおそれがあるとき

(5) 推進パートナーが下記のいずれかに該当するとき

ア 役員等が暴力団員であると認められる場合

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) その他、当制度の運用に当たって重大な支障が生じると認められるとき

2 前項の規定により登録を取消された企業・団体等は、速やかに登録証を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、パートナー制度に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。